

議案第14号

大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年2月28日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

大田原市特別職の職員等で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

新型インフルエンザ対策連絡会議委員	日額 6,400円
-------------------	-----------

」

を

「

新型インフルエンザ等対策連絡会議委員	日額 6,400円
--------------------	-----------

」

に、

「

子育て支援センター指導員	同 160,000円
子育て環境づくり推進会議委員	日額 6,400円

」

を

「

子育て支援センター指導員	同 160,000円
ファミリーサポートセンターアドバイザー	月額 150,000円
妊産婦新生児訪問指導員	妊婦1人当たり 4,000円 新生児1人当たり 4,000円
子育て環境づくり推進会議委員	日額 6,400円

」

に、

「

勤労青少年ホーム運営委員会委員	日額 6,400円
黒羽温泉五峰の湯運営委員会委員	同 6,400円

」

を

「

勤労青少年ホーム運営委員会委員	日額 6,400円
市民交流センター所長	月額200,000円以内で市長が定める額

黒羽温泉五峰の湯運営委員会委員	日額 6,400円
-----------------	-----------

」

に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。